令和6年度経営所得安定対策等に加入されている皆さまへ

令和6年7月25日大雨による被害申出書の提出 について (各農協へ8月23日(金)まで提出をお願いします)

今回の大雨によるもので、かつ、災害前まで適切な生産が行われていること が確認できれば交付対象となる可能性があります。

お手数ですが、作付状況及び被害の状況を確認できる書類について提出をお 願いします。

ご不明な点はお問合せください。

※ 被害のない方は提出不要です。

「被害の状況」「収穫の見込み」のチェックについて

☑ 水害

完全冠水による作物の生育不良、倒伏等があり減収または収穫皆 無の場合にレ点を入れてください。(浸水は除きます。)

☑ 土砂・流木等流入

撤去が難しい土砂・流木等の流入がある場合にレ点を入れてください。(流入により、そば等作付けできない場合も含みます。)

☑ その他

林道や農道等の損壊でほ場までい作付困難である場合(林道の場合は林道名を()内に記入)にレ点を入れてください。 ご不明な点はお問合せください。

> 6月15日 防除...

提出書類(被害の状況を確認します)

① 作業日誌(必ず提出をお願いします)

被害前まで適正な生産管理が行われているか確認します。(産地 交付金、旧リノベの報告用で準備しているものでも代用可)

② 被害ほ場等の写真

は場、農道、林道、用排水被災施設等の場所(地番、林道の場合は林道名)と撮影日を記載してください。 (任意の用紙に貼り付けてご提出ください。)

③ そば (播種前の方)

播種前の方については、「種子購入伝票」「そばに係る資材購入伝票(写)」等で作付け準備をしていたことを確認します。

4 その他

被災の状況により、別途、書類を提出いただく場合があります。

書類の提出は、8月23日(金)まで町内各農協へ

【お問合せ先】 庄内町農業再生協議会 ☎0234-42-0168